

令和6年11月27日

公益社団法人日本歯科衛生士会 御中

厚生労働省
国税庁
デジタル庁

令和6年分の所得税の確定申告等に関する周知のお願いについて
(周知協力依頼)

平素より厚生労働行政に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

各府省庁では、これまでも事業者の皆様を含む国民の利便性の向上を目指しながら、事業者の業務や公的手続等のデジタル化に取り組んできたところです。

これまで以上に取組を加速させていくため、厚生労働省としてもデジタル庁や各府省庁と連携しながら、周知広報等を行っていくこととしております。

こうした中で、令和6年分の所得税の確定申告等に向けて、貴会を通じた事業者の皆様への着実な周知が必要不可欠だと考えておりますので、次の内容について、会員への周知に御協力賜りますようお願い申し上げます。

① 給与所得の源泉徴収票のオンライン提出について

事業者の方が税務署にオンライン（e-Tax等）で提出した給与所得の源泉徴収票の情報（税務署への提出義務がない500万円以下の給与所得の源泉徴収票の情報を含みます。）が、従業員の方の令和5年分の確定申告から、マイナポータル連携による自動入力の対象に追加されました。

従業員の方が確定申告において、この給与所得の源泉徴収票の情報の自動入力を利用するためには、事業者の方から給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出していただく必要があります（注）。

つきましては、できる限り多くの事業者の方に給与所得の源泉徴収票をオンラインで提出いただけるよう、別紙1を貴会の機関紙（誌）等へ掲載していただくなど、会員に対する周知の御協力をお願い申し上げます。

（注）従業員の方がマイナポータル連携による自動入力を利用するためには、事業者の方が、従業員の方のマイナンバー、氏名（カナを含みます。）、住所、生年月日等を正しく入力し、税務署にオンラインで給与所得の源泉徴収票を提出いただく必要があります。

別紙1「給与所得の源泉徴収票をe-Taxで提出すると、従業員の方の確定申告が更に簡単に!!」
(<https://www.nta.go.jp/taxes/tetsuzuki/mynumberinfo/pdf/0023008-104.pdf>)

② 自宅からのマイナンバーカードを利用したe-Taxによる確定申告について

確定申告をする際には、スマートフォンやパソコンを使って、ご自宅等から国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」を利用することができます。「確定申告書等作成コーナー」では画面に表示される案内に沿って金額等を入力するだけで、所得税の申告書の作成が可能となっており、作成した申告書をそのままe-Taxにより送信できます。

e-Taxを利用した確定申告は、マイナポータル連携を活用した給与所得の源泉徴収

票の情報や各種控除証明書等のデータの自動入力が可能となるほか、令和7年1月から、Android 端末を対象にスマホ用電子証明書が e-Tax で利用可能となる予定(注1)であり、マイナンバーカードをスマートフォンで読み取らなくても、申告書の作成・e-Tax 送信が可能になり、利便性がさらに向上しています。

貴会におかれましては、自宅からのマイナンバーカードを利用した e-Tax による申告の更なる推進に向けて、本取組の趣旨に御理解をいただきますとともに、給与所得の源泉徴収票の交付時期に、別紙2及び別紙3(注2)を用いて、マイナンバーカードを利用した確定申告やマイナポータル連携の利便性について、従業員等へ周知されるよう会員各位へ依頼いただくなど御協力をお願い申し上げます。

(注1) iOS 端末については、翌年分に向け順次対応予定です。

(注2) 「給与所得の源泉徴収票」をオンライン提出している場合、別紙3を適宜加工の上、別紙2と併せて給与情報のマイナポータル連携が利用可能であることを周知願います。

別紙2 「確定申告はマイナンバーカードで e-Tax (従業員向け周知用)」

別紙3 「源泉徴収票の情報がマイナポータル連携で自動入力されます！」

(以 上)

【本件の問合せ先】

国税庁長官官房企画課
デジタル化・業務改革室

D X 戦略係長 菅藤
masaya.kanto@nta.go.jp